

月刊誌「ビジネス法務」2024年3月号特別付録

「Business LAW FIRMS 2024」

(副題) —*Only One or Our Pride or The Identity*

広告募集のご案内

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

中央経済社が発行する月刊誌「ビジネス法務」では、2024年3月号（2024年1月21日発売号）の特別付録として、「Business LAW FIRMS 2024」と題した法律事務所ガイド（小冊子）を作成致します。

当誌は、法務担当者に寄り添う雑誌として、出版不況にあっても定期購読者／社数を伸ばし続けており、企業規模・業種にかかわらず、多くの法務担当者にご愛読頂いております。また、法律事務所ご所属の弁護士の方には、日頃より最先端の実務情報をご執筆いただいております。

このたび、法律事務所における最新の「おすすめ」リーガルサービス、得意分野、積極的に取り組んでいる分野などを一覧化することで、法務の現場で参考とさせていただければと考え、本特別付録の製作を企画いたしました。本特別付録が、企業法務と法律事務所をつなぐ「場」となることを編集部一同願っており、この機会にぜひ、貴所PRにご活用頂ければと存じます。

また、2023年版では、特別付録に掲載した事務所が追加費用なしで出展する、司法修習予定者・ロースクール生向けオンライン就活イベント「企業法務系事務所の合同説明会および個別説明会」（77期、78期、79期対象）を企画し、2023年8月2日（水）に参加者約200名で好評のうちに実施しました。2024年版でも、司法修習予定者やロースクール生とつながる冊子としてご活用いただくよう準備してまいります。

2024年版特別付録冊子も法務担当者の机に1年間置いていただけるような上質な冊子を目指しております。また、発売より1年間、当誌ウェブサイトのトップページにも掲載し、通年を通じ配信致します。

※2023年度版はこちらになります。

https://www.chuokeyizai.co.jp/bjh/pdf/lawfirms2303_compressed.pdf



企業法務を扱う主要なご事務所に広くお声掛けをし、広告を募集致しますので、貴所におかれましても、ぜひご出稿のご検討を賜りたくお願い申し上げます。ご不明点等ございましたら、どうぞお気軽にご連絡くださいませ。何卒、よろしくお願い致します。

<お問い合わせ先>

中央経済社「ビジネス法務」編集部（担当：和田）

〒101-0051東京都千代田区神田神保町1-31-2

電話080-1101-0283（携帯） 03-3293-3371（代表）

Fax 03-3291-5127

E-mail : wadax@chuokezai.co.jp ; bjh-q@chuokezai.co.jp

中央経済社ホールディングス <https://www.chuokezai.co.jp/>



中央経済社販売サイト <https://www.biz-book.jp/>



「ビジネス法務」誌ウェブサイト
<https://www.chuokezai.co.jp/bjh/>



1. 月刊「ビジネス法務」誌の概要

- ・発行日・価格：毎月21日発行・1,800円（税込）
- ・公称部数：15,000部
- ・発行元：株式会社中央経済社
- ・判型・ページ数：B5判・160頁
- ・創刊：1998年
- ・読者層：企業法務、人事・総務担当者（6割）、弁護士・学者・学生（4割）
- ・その他：定期購読企業の6割近くが東証一部上場の大企業、その他は非上場の中小企業です。業種に偏りはなく、広く「企業法務」にご関心のある方にご愛読頂いております。販売方法は①書店、②定期購読、③直販となります。

2. ビジネス法務2024年3月号「特別付録」の概要

- ・題名：「Business LAW FIRMS 2024」
※題名は予告なく変更する可能性があります。

【内容案】

1. 広告記事：貴所の特徴、強み、強調したい点、押し出していきたいサービス等を中心に、自由に構成いただきます。
2. 事務所情報：①事務所名、②弁護士数・各種スタッフ数（2023年11月現在）、③事務所所在地（郵便番号、住所、ビル名等）、④Tel No.、Fax No.、メールアドレス、URL、⑤ロゴ、⑥事務所概要の文章（300文字前後）、⑦貴事務所の取扱い分野をいくつか列挙（QRコード掲載もOK）
3. 巻末に、書籍&セミナー情報をまとめたコーナーを設ける予定です。広告をお申込みいただいたご事務所におかれましては、近刊情報、セミナー開催情報などを各3つまで無料掲載可能でございます。

【頒布方法、体裁】

- ・頒布方法：2024年3月号（2024年1月21日発売）の付録冊子として頒布。また、当誌ウェブサイトのトップページに、特別付録データへのPDFリンクを、1年間（2024年1月21日～2025年1月20日まで）掲載。
- ・判型：B5判（本誌と同様のサイズとなります）
- ・カラー：4C（フルカラー）
- ・頁数：未定（ご出稿数に応じ決定します）

3. ご出稿スペース・費用

スペース		費用
4頁（見開き×2）	縦230mm×横300mm	55万円（税別）
2頁（見開き）	縦230mm×横300mm	38万円（税別）
1頁	縦230mm×横150mm	22万円（税別）
シンプルプラン	巻末に、事務所概要（50音順を予定）のみ掲載	1.5万円（税別）
インタビューオプション	撮影（カメラマン）、記事作成（ライター）、編集手数料セットで4頁枠 12万円、2頁枠 10万円	
企業法務系法律事務所合同説明会参加オプション	刊行後の本特別付録を用いて、Zoom ミーティング等で、合同説明会ならびに個別説明会を開催する予定（2024年7月）。 ご希望により、出展費無料にて受付。	

※4頁>2頁>1頁の順番にて掲載。シンプルプランは巻末に掲載。

掲載順は、「公開抽選」によって掲載順を決定する計画です。

4.お申込み締切等

- ・お申込み締切：8月31日（木）

※本冊子製作の最小お申込み数（最少催行事務所数）は20事務所を想定しております。

8月21日時点でお申し込みが20に満たない場合、別途ご案内を差し上げます。

- ・広告原稿・素材（写真等）のご提出締切：9月29日（金）

※基本的に、原稿・お写真などの広告素材については貴事務所にてご用意をお願いいたします。もし、ご用意が難しい場合は編集部によるインタビュー&記事作成も可能ですが、この場合、手数料として12万円（カメラマン代：5万円、ライター代：5万円、編集手数料2万円）をいただきたく存じます。

- ・スケジュール概要

9/29 貴所原稿・素材提出 → 10月中旬初校ゲラ提出・校正 → 11月上旬再校ゲラ提出・校正 → 11月下旬念校ゲラ提出・校正 → 12月中旬校了
インタビューオプション（録音、撮影）の場合は9月上旬より取材。

5.誌面イメージ

① 4頁 (※デザインはあくまでもイメージとなります)



② 2頁 (※2021年度の紙面イメージとなります)

池田・染谷法律事務所

1 コロナ下でより一層専門性に磨きをかける
新しい時代の独占禁止法・消費者関連法事務所

新時代のブティック型事務所

池田・染谷法律事務所は、独占禁止法と消費者法という2つの専門分野を組み合わせたこれまでにないブティック型事務所として2018年10月に誕生しました。当初弁護士2名で始まった事務所は、わずか2年で弁護士数6名に急成長しました。すでにこれから3名の入所予定者が決定しているほか、さらなる増員を予定しています。さらに、2020年12月より、国民生活センターの理事長の要職を7年余り務めた、一橋大学名誉教授の松本副理事長を顧問として迎えました。松本氏には、内閣府消費者委員会の初代委員長も務め、SDGsの先駆けとなったISO規格の開発にも関与してきた、数少ない消費者法研究における第一人者です。松本氏には、ご依頼案件への大所高所の観点からのアドバイスが期待できるほか、消費者志向経営の社外役員や第三者委員会といった立場でも貢献できるものと考えています。設立パートナーの池田・染谷は、それぞれ当事務所設立前に公正取引委員会・消費者庁に勤務し、規制官庁の最新鋭の知見をご依頼者様に提供しています。設立後わずか2年余りですが、独占禁止法のご相談は年間約100件、消費者関連法のご相談は倍々表示を中心に年間百件にのぼります。公正取引委員会、消費者庁、その他官庁・地方自治体による当局調査への対応も事務所設立後に受注したもので数十件を数え、専門事務所として圧倒的な経験を有していると自負しています。複雑な案件において鋭利な分析がもたらした対応の迅速さなど、すでに顕著な実績を上げています。独占禁止法・消費者法の重要性は年々高まってお

り、当事務所の業務の幅も広がっています。近頃は、プラットフォームや電気通信事業法への対応といった新法分野と消費者法の交錯分野における課題が顕著しており、ご依頼者様のニーズを把握しています。独占禁止法分野においては、公正取引委員会の立入検査・審査手続に対応するといった伝統的業務はもちろん重要な位置を占めますが、他社間のM&A(企業結合)案件に対して独占禁止法違反を理由に中止するなど、括弧場面が広がっています。一方、消費者法という消費者庁管轄法令を思い浮かべますが、実はそれだけではありません。差止めや資金決済法、銀行法などにも消費者を守る仕組みが入っており、B to Cに関するものは、すべて消費者法であり、このような意味での消費者関連法のご相談案件は急増しています。今はネットもSNSも成熟し、企業が消費者と直接向き合うことが求められます。企業による差別的な行為は、法律だけでなくレベニューという観点からも大きなダメージとなり、従業員やステークホルダーにも影響を及ぼします。消費者とダイレクトに、中長期的でサステイナブルな関係を築かないと立ち行かない時代が到来しているのです。

事務所を支える3つの理念

当事務所は、独占禁止法と消費者関連法を扱うブティック型事務所としてオンリーワンだと自負していますが、設立以来、多くのご依頼者様に評価いただくことができたのは、設立時から掲げる「ソリューション・オリエンテッド」「レールメイキング思考」「スタートアップ志向」という3つの理念の実践による、既存の法律事務所との差別化が、ご依頼者様



3

事務所ではみられないようなパッケージサービスを事務所ウェブサイト上にも掲げていますが、独占禁止法と消費者関連法をビジネスの優位性につなげるための活用について、さらに創業者夫妻を軸に、スタートアップ事務所ならではの柔軟性と創造性あるサービスを提供していきたいと思っています。

ポストコロナに向けた展望

コロナ下においても、プラットフォームに対する各国の独占禁止法の適用は拡散化し、新たな事業が多数生まれています。公正取引委員会は2020年9月から立入検査を開始し、12月の改正独占禁止法の施行への準備を加えています。また、消費者関連法分野ではウイリス撤去などを狙う商品への関心が高まり、当事務所の業務法対応も急増しました。このような背景のもと、受任件数は、コロナ前の昨年(2019年)に比べて2倍以上増加しています。当事務所の業務分野へのニーズの高まりを受け、2020年5月に、オフィスを平河町から有楽町駅前へ移転し、コロナ禍の下でも順調に発展を遂げることができました。今後さらに専門性に磨きをかけ、独占禁止法・消費者関連法分野でビジネスのサポートに立つことでご依頼者様に恩返しができるかと考えております。

コロナ下にあっても、プラットフォームに対する各国の独占禁止法の適用は拡散化し、新たな事業が多数生まれています。公正取引委員会は2020年9月から立入検査を開始し、12月の改正独占禁止法の施行への準備を加えています。また、消費者関連法分野ではウイリス撤去などを狙う商品への関心が高まり、当事務所の業務法対応も急増しました。このような背景のもと、受任件数は、コロナ前の昨年(2019年)に比べて2倍以上増加しています。当事務所の業務分野へのニーズの高まりを受け、2020年5月に、オフィスを平河町から有楽町駅前へ移転し、コロナ禍の下でも順調に発展を遂げることができました。今後さらに専門性に磨きをかけ、独占禁止法・消費者関連法分野でビジネスのサポートに立つことでご依頼者様に恩返しができるかと考えております。

池田・染谷法律事務所
弁護士26名 | 2020年12月1日現在 |
弁護士2名 | 池田 新一郎(弁護士) | 染谷 剛(弁護士) |
〒100-0006
東京都千代田区有楽町2-7-1 | 有楽町14ビル
TEL:03-5745-4000
URL:https://www.ikedasomeya.com/

IKEDA & SOMEYA
COMPETITION AND CONSUMER LAW ATTORNEYS

公正取引委員会(池田)・消費者庁(染谷)で約10年勤務経験をもつ2名の弁護士(池田、染谷)が設立。消費者法及び独占禁止法の分野に於いて2018年10月1日設立。2020年現在で147件の案件を処理。

4

③ 1 頁 (※昨年度の紙面イメージとなります)

弁護士法人イノベンティア・ 特許事務所イノベンティア

1 変革を求められる企業のビジネス、 技術革新を支える

企業の新たなビジネス戦略と知的財産

新型コロナウイルスの流行は世界を大きく変え、企業も大きな変革を迫られることになりましたが、新しい働き方のもとでの企業の新たな取組みのなかには、技術や知的財産が関係する課題も多くあります。たとえば、ポストコロナを見据えた他の企業や大学との共同研究や共同開発、新しいIT設備の開発や導入に伴うライセンスの取得、インターネット配信や業務の効率化のための著作権の利用などにおいては、知的財産権への配慮が不可欠です。また、技術やアイデアを持っている企業においては、今後増えていくであろう他社との協業において、自社の技術やノウハウをいかにして守り活用していくかにつき戦略を立てるうえで、自社の事業に組み入れていく必要があります。

イノベンティアは、設立時から企業の知的財産権の取得と活用を業務の柱としており、知的財産の専門集団として、こうしたポストコロナの新しい企業ニーズをワンストップでサポートしています。

新しい働き方のもとでの クライアントサービス

多くの企業がテレワークを含む新しい働き方に移行していますが、イノベンティアでは、創業時よりリモートワークを取り入れ、クラウドや各種コミュニケーションツールを積極的に導入した結果、パンデミック下でも職員の安全を確保しつつ、クライアントの皆様に対し迅速に柔軟なサービスを提供することができました。今後も、クライアントの皆様のご状況に応じ、適切かつ迅速なリーガルサービスを提供できるよう日々体制を見直してまいります。

2



3

また、新型コロナウイルスの影響により対面で専門的な情報を交換する機会が失われていますが、イノベンティアでは、引き続き、さまざまな形で質の高い専門情報を発信し、企業の法務部・知財部の皆様のお役に立つ努力をしています。雑誌への記事掲載や論文の公表、書籍出版などのほか、ウェブサイト上の「イノベンティア・リーガルアップデート」や、外部のメディアを通じ、オンライン情報の発信も積極的に行っています。さらに、朝の出勤前の時間を活用したセミナーである「イノベンティア・モーニング・ブリーフ」をオンライン開催に切り替えたのに加え、2020年7月より、新たに「リーガルアップデート・ライブ」をウェビナー形式で開催し、最新の法律情報をお伝えしています(いずれも無料)。

4

弁護士法人イノベンティア・特許事務所イノベンティア
 弁護士数: 弁護士15名 (うち外国弁護士1名)、弁理士5名
 (2020年11月現在)
 代表弁護士(イノベンティアグループ代表): 飯島孝(第一東京弁護士会)
 大塚事務所
 〒530-0001 大阪市北区南田2-4-9ブリーゼタワー12階
 東京事務所
 〒100-0006
 東京都千代田区有楽町1-7-1有楽町電気ビル北館14階
 TEL: (大塚事務所) 03-6346-7580 (代表)
 (東京事務所) 03-6261-6581 (代表)
 URL: <https://innoventier.com>

6.作成要綱の概要

「特別付録」全体としての統一感を出すため、ご出稿スペースに応じ、レイアウト・字数を固定させていただきます。なお、お申込み頂いた方には、別途ページ数に応じた詳しい作成要綱をお送り致します。

※ 1 ~ 4 は5~7頁「5. 誌面イメージ」に対応致します。	1 広告タイトル	2 本文・見出しの字数	3 お写真等	4 ご事務所概要
4頁 (見開き2ページ)	60字以内に て、ご自由に 広告タイトル をお寄せください。	本文字数=5,000字以内 見出し・本文含め、5,000字以内にてご執筆ください。 見出しタイトルは60字以内でご作成ください。 見出し数は最低4つ、上限8つまでとさせていただきます。 なお小見出しは「(1)、(2)>(a)(b)」とさせていただきます。	①代表者・所属弁護士のお写真、ご事務所のお写真、図表等をご掲載頂けません。最大3枚。 (所属弁護士のお写真を略歴50字程度の略歴つきで掲載することも可能でございます。) ②ご事務所概要部分に、ご事務所へのアクセスマップやご事務所のロゴをご掲載頂けません。	事務所名、弁護士数、所在地、電話番号、ウェブサイトアドレス、(メールアドレス)、事務所紹介(500字以内)等をお寄せください。
2頁 (見開き)		本文字数=2,500字以内 見出し・本文含め、2,500字以内にてご執筆ください。 見出しタイトルは60字以内でご作成ください。	①代表者・所属弁護士のお写真や、ご事務所のお写真、図表等をご掲載頂けます。 ②ご事務所概要部分に、ご事務所へのアクセス	事務所名、弁護士数、所在地、電話番号、ウェブサイトアドレス、(メールアドレス)、事務所紹介(300

		見出し数は最低2つ、上限6つまでとさせていただきます。 なお小見出しは「(1)、(2) > (a) (b)」とさせていただきます。	マップやご事務所のロゴ、近刊書籍の書影等、画像をご掲載頂けます。	字以内) 等をお寄せください。
1頁		本文字数=950字以内 見出し・本文含め、950字以内にてご執筆ください。見出しタイトルは40字以内で作成ください。見出し数は最低2つ、上限3つまでとさせていただきます。なお小見出しは「(1)、(2) > (a) (b)」とさせていただきます。	①代表者・所属弁護士のお写真や、ご事務所のお写真、図表等をご掲載頂けます。 ※②ご事務所概要部分には画像をご使用頂けません。	事務所名、弁護士数、所在地、電話番号、ウェブサイトアドレス、(メールアドレス) 等をお寄せください。

以上